

第 6 章 生活福祉

1. 概 説
2. 生活困窮者自立支援制度
3. 生活保護相談の状況
4. 被保護世帯の状況
5. 生活保護法による援護
6. 法外援護
7. 行旅死亡人等の取扱い
8. 生活福祉関連施設に対する実地検査

1. 概 説

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが要件であり、年金、各種手当等、他の制度の適用や扶養義務者の援助を受けられる場合は、そちらが優先されます。生活保護は世帯単位で行い、国の定める基準により算出される最低生活費と世帯の収入や資産等を比較し、不足部分を給付します。

平成27年(2015年)4月からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する新たな支援制度が開始しました。この制度は、生活保護に至る前の早期の段階から自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的としています。生活困窮者の個々の相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まい、子どもの学習など、様々な支援を関連機関と連携し、包括的な支援を行うものです。

2. 生活困窮者自立支援制度

本制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添い、関係機関と連携しながら相談支援を行う自立相談支援事業と、個々の状況に応じた各種支援事業がある。

(1) 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を実施。

区 分 \ 年 度	3	4	5
新規相談総件数	2,712	2,947	3,431
プラン作成件数	907	665	459

(2)就労支援事業

生活保護利用者と一体的に実施。

単位:人

年 度	3	4	5
区 分			
支援対象者	868	794	866
生活困窮者	531	477	526
生活保護利用者	337	317	340
就労決定者	319	323	286
生活困窮者	237	223	209
生活保護利用者	82	100	77

※就労支援員による支援数

(3)住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し、家賃相当を有期で給付。

○新規相談・支給状況

単位:人

年 度	3	4	5
区 分			
新規支給者	178	69	55
延長支給者	135	58	26
再延長支給者	107	51	20
再々延長支給者	78		
特例再申請支給者	193	59	
合計支給者	691	237	101

○支給額

単位:円

年 度	3	4	5
区 分			
支給額	115,653,160	39,021,614	15,665,600

(4)就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。
生活保護利用者と一体的に実施。

単位:件

年 度	3	4	5
区 分			
支援対象者	29	36	13
生活困窮者	18	19	11
生活保護利用者	11	17	2

(5)家計改善支援事業

家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイス、支援を行う。(平成30年度(2018年度)より家計相談支援事業から名称 変更)

単位:件

年 度	3	4	5
区 分			
初回プラン	38	56	14

(6)子どもの学習支援事業

貧困の世代間の連鎖を防止するため、生活保護利用世帯及び児童扶養手当支給世帯の中学生を中心に、無料学習教室を開催。

○無料学習教室実施状況

年 度		3	4	5
区 分				
対 象 者 数 (人)		1,478	1,460	1,388
定 員 (人)		330	330	310
参 加 者 数 (人)		285	272	260
	小学生	4	4	4
	中学生計	273	263	247
	中学1年生	79	83	58
	中学2年生	100	84	86
	中学3年生	94	96	103
	高校生	8	5	9
進 学 者 数 (人)		93	96	103
小学生の会場数(か所)		1	1	1
中学生の会場数(か所)		15	15	15
高校生の会場数(か所)		1	1	1

※参加者は、各年度3月の数字

(7)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の利用につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給。(令和4年12月末で申請受付終了)

年度	3	4	5
支給者数(世帯)	1,127	706	0
支給金額(円)	204,560,000	187,040,000	0

(8)住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々等が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付を実施。

単位：世帯			
年度	3	4	5
住民税非課税世帯 給付金(10万円)	40,690	29,825	次表の通り
価格高騰緊急支援 給付金(5万円)		62,822	次表の通り

エネルギーや食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯が支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付を実施。

令和5年度

区分	世帯数(こども人数)
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(3万円)	63,341
住民税非課税世帯への臨時特別給付金(7万円)	50,272
住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金(10万円)	1,287
住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯へのこども加算(こども1人につき5万円)	2,757 (4,819人)

3. 生活保護相談の状況

相談内容は多岐にわたっており、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が長期化したことから、申請件数も増加傾向が続く。

○相談件数の状況

年度			単位：件		
区 分			3	4	5
相 談 数(延べ件数)			5,202	4,935	4,375
内	生活保護申請		1,041	1,203	1,260
	生活保護相談		2,500	2,522	2,128
	婦人相談		634 (一時保護 14)	421 (一時保護 10)	260 (一時保護 14)
訳	その他	社協緊急援護	375	453	445
		上記以外のもの	652	336	282

4. 被保護世帯の状況

(1)被保護世帯・人員・保護率の状況

(各年度4月中)

区 分 \ 年 度		3	4	5
八王子市	被保護世帯(人)	9,469	9,766	10,104
	被保護世帯(世帯)	7,557	7,843	8,180
保 護 率 (%) ※	全 国	16.3	16.2	16.2
	都	20.1	19.9	19.6
	区 部	21.4	21.0	20.6
	市 部	17.3	17.3	17.4
	八 王 子 市	16.4	16.9	17.5
	武 蔵 野 市	12.7	12.7	12.7
	町 田 市	17.8	18.2	18.3
	立 川 市	26.8	26.3	25.7

保護停止中も含む。 「東京都福祉保健局業務統計月報」より

※‰=パーミル・千人中当たり

(2)労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

区 分 \ 年 度		3	4	5
世帯主が就労	※	9.8	9.1	8.9
	常 用 者	739	715	726
	※	0.8	0.8	0.9
	日 雇 者	59	60	70
	※	0.1	0.3	0.3
内 職		10	24	23
	※	5.0	5.1	5.5
そ の 他		381	403	449
	※	2.2	2.1	2.2
世 帯 員 が 就 労		164	168	178
就 労 者 が い な い	※	82.1	82.5	82.3
		6,194	6,470	6,723
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		7,547	7,840	8,169

※構成比(%)

(3)世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

区 分		年 度		3		4		5	
		※							
単 身	高 齢 者	※		44.9		44.1		43.0	
			3,388		3,456		3,516		
	傷病・障害者	※		26.3		26.4		26.7	
			1,987		2,067		2,179		
	そ の 他	※		10.7		12.0		13.2	
			808		943		1,081		
2 人 以 上	高 齢 者	※		4.9		4.5		4.2	
			367		351		341		
	母 子	※		4.0		4.0		3.9	
			299		314		317		
	傷病・障害者	※		3.6		3.6		3.4	
			273		279		280		
	そ の 他	※		5.6		5.4		5.6	
			425		430		455		
合 計		※		100.0		100.0		100.0	
			7,547		7,840		8,169		

※構成比(%)

(4)保護開始理由別分類

単位:件

年 度		3		4		5	
区 分							
1	※		20.1		21.8		21.0
世 帯 主 の 傷 病			196		247		252
2	※		0.7		0.8		0.7
世 帯 員 の 傷 病			7		9		8
3	※		1.6		1.7		1.5
就 労 者 の 死 亡 離 別 不 在			16		19		18
	※		14.0		11.9		12.4
1.2.3に該当しない 稼働収入の減少・喪失			136		135		149
	※		51.3		53.2		51.3
年 金 ・ 仕 送 り 等 の 減 少 ・ 喪 失			500		603		616
	※		12.3		10.6		13.1
そ の 他			120		120		158
合	計		975		1,133		1,201

※構成比(%)

(5)保護開始世帯類型別分類

単位:世帯

年 度		3		4		5	
区 分							
	※		27.0		26.1		24.8
高 齢 者			263		296		298
	※		5.5		5.1		5.0
母 子			54		58		60
	※		33.6		33.6		34.6
傷 病 ・ 障 害 者			328		381		415
	※		33.9		35.2		35.6
そ の 他			330		398		428
合	計		975		1,133		1,201

※構成比(%)

(6)保護廃止理由別分類

単位:世帯

年 度		3		4		5	
区 分	※						
世帯主の傷病治癒	※		0.1		0.0		0.0
		1		0		0	
上記に該当しない 稼働収入の増加	※		11.6		14.1		14.5
		79		113		139	
死 亡 ・ 失 踪	※		51.2		51.1		50.3
		350		409		481	
年金 ・仕送り等の増加	※		3.0		1.6		2.3
		21		13		22	
そ の 他	※		34.1		33.2		32.9
		233		265		315	
合 計	※		100.0		100.0		100.0
		684		800		957	

※構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

5. 生活保護法による援護

(1)生活保護費の支給

単位:千円

年 度		3	4	5
区 分				
生活扶助	延世帯(世帯)	77,786	81,394	83,701
	金 額	5,403,417	5,625,950	5,791,484
住宅扶助	延世帯(世帯)	79,383	83,262	86,067
	金 額	3,321,817	3,498,361	3,629,953
教育扶助	延人数(人)	4,439	4,378	4,437
	金 額	38,714	39,735	40,907
介護扶助	延人数(人)	18,340	18,750	19,253
	金 額	411,180	418,252	440,783
医療扶助	延人数(人)	82,138	84,931	87,694
	金 額	8,620,115	8,784,494	9,178,888
出産扶助	延人数(人)	0	1	1
	金 額	0	376	311
生業扶助	延人数(人)	2,113	2,036	1,949
	金 額	27,470	30,164	26,145
葬祭扶助	延人数(人)	222	287	295
	金 額	48,203	63,354	64,568
就労自立 給 付 金	延人数(人)	54	81	109
	金 額	2,637	4,590	5,306
進学準備金	延人数(人)	13	26	16
	金 額	1,700	2,800	2,000
保護施設 事 務 費	延人数(人)	989	1,018	1,052
	金 額	179,973	176,881	195,940
日常生活支援住居 施設委託事務費	延人数(人)	634	739	1,025
	金 額	14,575	16,493	23,289
合 計	金 額	18,055,226	18,661,450	19,399,572

(「金額」は各欄で千円未満四捨五入)

(2)医療扶助利用者数

(各年度4月中)単位:人

区 分 \ 年 度			3		4		5	
入 院	精 神	※		6.1		5.4		5.5
			417		377		400	
	そ の 他	※		2.8		2.5		2.9
			191		177		203	
	※			8.9		8.0		8.4
	計			608		554		603
入 院 外	精 神	※		0.0		0.0		0.0
			3		2		2	
	そ の 他	※		91.1		92.1		91.6
			6,223		6,402		6,607	
	※			91.1		92.0		91.6
	計			6,226		6,404		6,609
合 計		※		100.0		100.0		100.0
			6,834		6,958		7,212	

※構成比(%)

6. 法外援護

(1) 児童服・運動衣代の支給

生活保護法による保護を利用している児童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立助長を図るため「こどもの日」の行事の一環として、児童服代等を支給する。

○支給状況

年 度			3	4	5
区 分					
児 童 服	人 員	小学生 (人)	174	171	166
		中学生 (人)	112	106	100
	単 価 (円)		11,000	11,000	11,000
	支給額 (千円)		3,146	3,047	2,926
運 動 衣	人 員	小学生 (人)	204	196	197
		中学生 (人)	153	151	146
	単 価 (円)		4,000	4,000	4,000
	支給額 (千円)		1,428	1,388	1,372

(支給額の千円未満四捨五入)

(2) 夏季健全育成費の支給

生活保護法による保護を利用している児童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する夏季健全育成費を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図る。

○支給状況

年 度		3	4	5
区 分				
人 員	小 学 生 (人)	208	203	200
	中 学 生 (人)	155	156	149
単 価 (円)		3,000	3,000	3,000
支 給 額 (千円)		1,089	1,077	1,047

(支給額の千円未満四捨五入)

(3)修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を利用している小学校6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、児童・生徒の修学を支援し、もって本人及び世帯の自立助長を図る。

○支給状況

年 度		3	4	5
区 分				
小学6年生	人 員 (人)	45	43	39
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支 給 額 (千円)	180	172	156
中学3年生	人 員 (人)	54	60	48
	単 価 (円)	8,000	8,000	8,000
	支 給 額 (千円)	432	480	384
合 計	人 員 (人)	99	103	87
	支 給 額 (千円)	612	652	540

(支給額の千円未満四捨五入)

(4)生活保護自立促進事業

生活保護利用者または生活保護利用世帯に対して、自立助長を図るために自立支援に要する経費の一部を支給する。

○支給状況

単位:千円

年 度	3	4	5
区 分			
就労支援費	181	214	342
社会参加活動費	0	0	0
高齢者等生活環境改善事業	1,080	2,557	2,303
生活支援事業	75	235	10
債務整理援助事業	0	0	0
住宅契約関係費	1,369	1,753	1,930
健康増進費	0	0	0
次世代支援	0	0	0
支給額	2,705	4,759	4,584

(支給額の千円未満四捨五入)

7. 行旅死亡人等の取扱い

単位:人

年 度 区 分	3	4	5
男	35	39	50
女	9	9	6
不 詳	1	2	2
合 計	45	50	58

※「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律第9条」の規定により
取り扱った死体の数

8. 生活福祉関連施設に対する実地検査

生活保護法等に基づき、生活福祉関連施設に対して実地検査を実施する。

年 度 サービス種別	3		4		5	
	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数
救 護 施 設 (施設)	2	1	2	1	2	
指 定 介 護 機 関 (事業所)	900	166	983	81	989	59
無料低額宿泊所 (施設)	9	4	9	2	10	4
合 計	911	171	994	84	1,001	63

※救護施設については、実施要綱に基づき、前回の実地検査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていたことから、3年に1回の実施としている。